

VI. その他

(1) 地域振興事業における販売用のクオカードに関して、経理等に問題点が見受けられた。(指前事項)

地域振興事業における販売用のクオカードに関して、下記の問題が見受けられた。

- ①平成22年度末に2,256枚の在庫がある。簿外となっているので、棚卸資産に計上し、毎年度、販売した枚数を原価に振り替える必要がある。
- ②販売総額から販売手数料を控除した純額表示で収益計上しているが、総額表示に改める必要がある。
- ③販売を委託している山梨県立美術館協力会から、在庫を証明した書面等がないので入手し、保管することが必要である。

企業局は山梨県立美術館協力会(以下「協力会」という。)との間で「企業局所有のミレーの作品にかかわるテレホンカード取扱い等に関する申し合わせ事項」を平成9年4月1日に交わし、県立美術館内のテレホンカードの販売を委託している。また、平成13年度より、クオカードを3,000枚作成し同様に委託している。その後、需要の減少によりテレホンカードの販売委託はなくなったが、クオカードの販売は続いている。平成22年度の販売実績は、下表のとおりである。

(単位：円)

種別	題名	月	販売数量(枚)	単価	販売総額	在庫数量(枚)
		3				2,267
		4	3	829.75	2,489.25	2,264
		5	1	829.75	829.75	2,263
		6	1	829.75	829.75	2,262
		7	1	829.75	829.75	2,261
		8	2	829.75	1,659.50	2,259
		9	2	829.75	1,659.50	2,257
		小計	10		8,297.50	
		10	0	829.75	0.00	2,257
		11	0	829.75	0.00	2,257
		12	0	829.75	0.00	2,257
		1	0	829.75	0.00	2,257
		2	0	829.75	0.00	2,257
		3	1	829.75	829.75	2,256
		小計	1		829.75	
		合計	11		9,127.25	2,256

クオカード
落ち種拾い

① 平成22年度のクオカードの販売実績は11枚であり、在庫枚数は2,256枚であった。この在庫は、協力会への委託在庫であり企業局の商品在庫となる。しかし、貸借対照表の棚卸資産の計上から抜かれている。棚卸資産に計上し、毎年度、販売した枚数に応じて原価に振り替えることが必要である。

② 現行の会計処理は、上表において平成22年度上期(4月より9月)の場合のみでみると協力会からの入金額8,297円(10枚分)を雑収益に計上している。この金額は、販売総額より協力会の販売手数料を差引いた純額で収入計上しているが、販売総額を収入計上の際に販売手数料を費用計上する総額表示での会計処理が適正である。

(単位：円)

科目	借	正
雑収入	8,297	10,000
雑費(販売手数料)	-	1,703
損益	8,297	8,297

なお、総額表示、純額表示ともに損益は同額となるが、消費税では、課税の計算上、課税売上上の1,000未満を切り捨てることによる影響の可能性はあるので、総額表示が原則である。

③ 企業局は、クオカードの委託販売に関して管理表にもとづき在庫枚数等を把握している。また、協力会との間においては、年度末に口頭により在庫枚数の確認をしていることであった。しかし、一般的な商取引の慣例において、委託している在庫数の確認は書面にて行なわれるものである。企業局は、協力会から在庫証明書等の委託在庫数等に関する書面を入手し、保管することが必要である。

4. 企業局の今後のあり方に対する提言

(1) 企業局の行う電気事業の今後のあり方について、継続して検討を行うことが望まれる。(提言)

山梨県企業局の行う電気事業は現在卸供給事業者である。平成 21 年度に東京電力と 15 年間の長期契約を結んでいるが、今後の電力制度の変革を踏まえて、今後も継続して長期的な検討を行うことが望まれる。また、電気卸料金が総括原価方式によって算定されるため、電気事業会計の運営が必ずしも効率的でなくなってしまう可能性がある。企業局はこのような状況を適切に把握し、運営の効率化を図っていくことが望まれる。

1. 山梨県企業局電気事業の位置づけ

平成 7 年 12 月の電気事業法の改正以前は、山梨県企業局の電気事業を含む公営電気事業者は卸電気事業者であったが、同法の改正により平成 22 年 3 月末までは「みなし卸電気事業者」として電気事業者としてみなされていた。しかし、平成 23 年度以降は卸供給事業者となっている。但し、卸供給事業者となるためには、一般電気事業者(10 電力会社)との間で電力受給契約を締結する必要があり、山梨県企業局は平成 21 年度に東京電力と 15 年間の長期契約を結んでいる。

(山梨県企業局の電気事業法上の変遷)

平成 7 年 12 月以前：卸電気事業者

平成 7 年 12 月以後：みなし卸電気事業者

平成 22 年 4 月以後：卸供給事業者

2. 電気事業の現状

電気事業を取り巻く環境の変化

(電気事業法の改正)

平成 7 年の改正：発電部門の新規参入機会の拡大、特定電気事業者制度の新設等

平成 12 年の改正：大口需要家への電力小売の自由化、特定規模電気事業者 (P P S) 制度の新設等

平成 15 年の改正：需要家選択制度の拡大等

経済産業省の電力システム改革専門委員会は平成 27 年に電力需給を広域で調整する機関をつくり、平成 28 年に電力小売の全面自由化、平成 30 年～平成 32 年に発送電分離を検討している。

3. 今後の展開

山梨県企業局は平成 21 年度に東京電力と 15 年間の長期契約を結んでおり、全発電を 1 社(当たり 7 円台前半)の単価で東京電力へ売電している。電気事業会計において発電された電気は、当該長期契約に基づき、「卸供給料金算定規則」に基づいて算定された料金で東京電力に卸されている。電力料金は総括原価方式と呼ばれる方法によって算定される。具体的には、「卸供給料金算定規則」に従い、「営業費」及び「事業報酬」の合計額から、控除収益の額を控除して得た額を合計した額で計算される。総括原価方式による料金の決定は、電力料金等の設定における一般的な方法ではあるが、以下の点で、電気事業会計が効率的な運営とならない可能性がある。

① 事業運営に必要な経費は「営業費」として料金算定に含まれるため、電気事業者にとって、経費削減のインセンティブが働かない。そのため、過去から継続して非効率な運営が行われていても、改善されない可能性がある。

② 料金の算定にあたっては、控除収益の額を控除して計算される。控除収益には、雑収益のほか、受取利息などが含まれる。そのため、仮に電気事業会計において余剰資金が生じた場合でも、当該資金を用いた運用を行うインセンティブが働かない。一般の事業会社においては、余剰資金が生じた場合に、リスクを許容できる範囲内で運用を行うことが合理的な経営であるとも考えられる。しかしながら、総括原価方式のもとでは、運用利息と同額が料金収入から控除されてしまう。そのため、電気事業者においては、あえてリスクを取らず、余剰資金をそのままにしておくことが合理的な経営となる。

山梨県企業局においては、これらの、効率的な運営とならない可能性を十分に把握したうえで、運営の効率化に取り組んでいくことが望まれる。

また、山梨県の売電単価は、東京電力管内の地方公営企業(山梨県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県)が行う電力事業の中で水力発電の総合契約では 2 番目に安い状況にある。特定規模電気事業者として県内施設に電気を供給しようとする上記東京電力との契約において契約違反となり、多額の違約金が発生する可能性がある。また、託送料金も別途必要となり、かえって高額となってしまうことである。尚、東京都は東京電力との長期契約の見直し、解約を検討しており、約 52 億円の補償金の支払いを要請されている。

平成 22 年の電力自由化後の大きな制度変革を踏まえて、山梨県の電力単価がなぜ安いのか、電力単価の原価構成が他県と比べてどのようになっているのか他県比較、分析等を行い、経営方針の決定や運営方法の効率化に継続的に努めていくことが望まれる。

(2) 地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会の結論を踏まえて、今後の運営について改善策を企業局として継続的に検討することが望まれる。（提言）

地域振興事業あり方検討委員会報告書では指定管理者制度の継続が適切であるとの結論を得ているが、独立採算制の検証、長期修繕計画の策定、地域振興事業内3事業ごとの収支の把握・分析等を行い、企業局として地域振興事業の改善策を今後も継続して検討することが望まれる。

地方公営企業は県民の福祉を増進することを目的に、独立採算を旨としている。地方公営企業である山梨県企業局は、電気事業、温泉事業、地域振興事業の3事業を営んでいる。このうち、地域振興事業は地域振興を図ることを目的にゴルフ場事業、レジャー事業、レストラン事業の3事業を営んでいる。

地域振興事業は現在巨額な欠損と債務を抱え、そのあり方について外部の有識者により検討されているところであり、平成25年1月に一定の結論を得て地域振興事業あり方検討委員会報告書（以下、「報告書」という。）が提出されている。

当該報告書では地域振興事業の効果と課題を次の通り記載している。

地域において丘の公園が果たしてきた役割

① 丘の公園の利用者は、平成23年度において、八ヶ岳南麓地域の入込客数の10.7%を占めており、地域の滞在型観光の中核施設となっている。

② 施設利用者からのゴルフ場利用税、入場税が地元市の収入に、県有林賃借料の一部が地元産区の収入となっている。指定管理者が、地域住民を雇用したり、レストランの食材や土産品に地域の農畜産物を活用するなど、地域経済への波及効果も大きなものがある。

経営上の課題

① 電気事業からの借入金の償還

平成16年度に指定管理者制度を導入後平成23年度末までに約4億1千万円を償還し、借入金残高は約6億7千万円となっている。しかしながら、平成21年度からは指定管理者納入金を減額したことにより、償還金についても減額を行わざるを得なくなったところであり、今後は、一層安定的、計画的な償還を進めていくことが望まれる。

② 累積欠損金の処理

平成23年度末の累積欠損金は約34億8千万円となっている。この縮小を図るためには、収益的収支の早期の黒字転換が必要である。

③ 施設の老朽化への対応

平成24年度に実施した建築物の点検では施設自体が使用できない程度には至っていないが、耐用年数を経過しているものもあり、今後、修繕費の増加が予想される。今後事業を継続していくためには、クラフハウス等の基本施設については建て替えを前提に、資金を内部留保していく必要がある。

これらを踏まえたうえで、次の通り今後のあり方を結論付けている。

(1) 地域における役割と必要性

丘の公園は、昭和61年の開業以来、八ヶ岳南麓地域の集客拠点として、県内外の多くの人々に利用され、毎年度20万人を超える利用者があるなど、地域の振興に大きな役割を果たしてきた。丘の公園が地域で果たしてきたこうした役割を考え、今後も引き続き、県有林の高度活用を図りながら、八ヶ岳南麓地域の中核施設としての機能を維持していく必要性は高い。

(2) 今後の経営形態

丘の公園の経営形態について、他会計への移管、地元市等への譲渡、民営化等あらゆる可能性について検討したところであるが、指定管理者制度導入の成果を踏まえて、これを維持することが最も適切であると判断した。今後、指定管理者制度を適正に運用し、民間の知恵やノウハウの更なる活用を図ることが望まれる。

(3) 健全な経営を確保するための取り組み

○収益的収支の改善

指定管理者制度の導入により、現金収支の黒字化が図られたが、減価償却費を含めた収益的収支は赤字が続き、約34億円の累積欠損となっており、早急に黒字化を図っていくことが望まれる。

○長期借入金の取扱い

指定管理者制度の導入により、長期借入金の償還ができるようになったものの、平成21年度から23年度までは企業局への納入金を減額したため、予算どおりの償還ができていない。今後は、安定した納入金を確保し、借入金の計画的償還を行っていくことが必要である。また、計画的償還を行う一方で、事業を安定的に継続していくため、借入金の抜本的な改善策について検討していくことが必要である。

○施設の維持、更新

丘の公園の施設は、初期に建設したものは築後25年以上が経過しており、経年劣化が見受けられるものもある。今後は、緊急性の高いものから修繕や更新を計画的に行っていくことが必要である。

○指定管理者制度の適正な運用

各事業において利用者拡大や経費削減、既存施設の年間を通じた活用、地域との更なる連携などの方策について提案を求め、指定管理者の選定方法を工夫し、安定した納入金の確保に繋げる必要がある。施設規模については、ゴルフ場やアクアリゾート清里を縮小しても、収益の改善に繋がらないことから、現有施設を最大限活用していくべきである。指定管理者においては、例えばゴルフ事業では、全国的に増加傾向にあるシニアや女性客をターゲットにしたサービスの充実、また、レジャー事業、レストラン事業では、健康志向を踏まえたサービスの充実など、時代のニーズに沿った事業を展開し、利用者を増やしていく工夫が必要である。

上記の報告書では丘の公園の存在効果として①来訪者による地域の活性化、②税込、地代収入、雇用や地元産品の利用に伴う地域経済への波及効果を特記している。報告書に記載されている通り、地域の振興に一定の成果を上げてきたことは否定されるものではない。一方、多様な電気事業会計からの借入金及び繰越欠損金の存在、施設の老朽化に伴う修繕費や修繕費の増加が予想されている。報告書ではこれらを経営上の課題として指摘した上でもなお、指定管理者制度を継続し適正な運用により、課題の改善を図っていくべきであるとしている。

また、上記の報告書を受けて、企業局では「地域振興事業（丘の公園）の経営改善について」と題して、次のような経営改善の方針を出している。

今後の経営方針
平成26年度以降も指定管理者制度による管理運営を継続することとし、次期指定期間中は、次の目標を掲げて一層の経営改善に努めていくこととする。

- (1) 指定管理者制度の適正な運用
- (2) 収益的収支の黒字化
- (3) 借入金の計画的な償還

平成26年度以降、以上の改善策を講じ、指定管理者の経営状況や地域振興事業の改善状況を継続して検証し、更なる改善策について検討する。

しかしながら、指定管理者制度を継続する場合、企業局としては以下に掲げる事項も加味した上で継続してそのあり方を検討すべきと思われる。

①独立採算制を徹底した地域振興事業の経営成績・財政状態を検証すること。
地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行なわなければならない（地方公営企業法第17条第1項）、企業局は電気事業、温泉事業、地域振興事業の事業毎に特別会計を設け、経営成績・財政状態を明らかにしなければならない（同法第20条）。
ところが、地域振興事業に対する電気事業からの貸付金は、他の貸付に比べ特例的な低金利を適用しているため、電気事業会計の利益は過少な、地域振興事業会計の利益は過大になっており、地域振興事業の平成23年度の借入金返済額では、約61億7千万円の借入金残高を返済するには155年を要すると試算されるが、特例的な金利が適用されない場合には、地域振興事業の年間キャッシュフローはマイナスとなり、借入金返済は不可能になる。このため特例的な金利を設定していると推察されるが、現状の事業別会計をもとに地域振興事業の経営成績・財政状態を検証することは誤った判断を招く恐れがあるので、事業別の独立採算制を踏まえた会計指標をもとに検証されたい。

地方公営企業法

第17条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。～以下省略
第20条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。
2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減および異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適正な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。～以下省略

②精緻な長期修繕計画を策定し、今後の支出と効果を検証すること。

地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会に提出された資料には、「事業を継続するために必要な施設、設備の改修（想定）」として、クラフハウスの建替え、カー卜道の隔年改修、アグラリノートのボイラーのオーバホールと交換について記載され、大まかな想定しか記載されていない。また、地域振興事業としての修繕費予算は毎年550万円が予算措置されているのみである。
事業を継続するかどうかの判断にあたっては、より精緻な長期の修繕計画は欠かせないものであり、早期に計画を策定し計画を踏まえた上で検討すべきである。

③地域振興事業内3事業ごとの収支を把握し、採算性を厳格に分析すること。

当包括外部監査報告書で既に指摘又は意見として記載したとおり、3事業（ゴルフ場事業、レジャー事業、レストラン事業）について、企業局としての各事業別収支計算や損益計算は行われていない。したがって、3事業のうち不採算な事業が存在するのかわからない状況にある。指定管理者制度を継続する場合においても企業局としての各事業の採算性を考慮の上、各事業の存続の必要性を判断することが必要である。

以上より、地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会の報告書に記載された経営上の課題に、上記の検討事項も加味し、今後の指定管理者制度の運営の如何によっては、事業の売却、民営化についても議論の余地を残した上で、地域振興事業の改善策を今後も継続的に検討すべきと思料される。

第四 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の概要

1. 中小企業近代化資金特別会計の概要

①所管部課

山梨県産業労働部商業振興金融課

②事業内容

中小企業近代化資金特別会計が事業として運営している資金貸付制度は中小企業高度化資金、小規模企業者等設備導入資金、県単独中小企業設備貸与資金である。

中小企業高度化資金

i. 目的等

中小企業者が連携・共同して経営基盤の強化、環境改善に取り組む事業に対してアドバンスと設備資金に対する融資を行い支援することにより、中小企業の振興に寄与することを目的とした資金貸付制度である。中小企業者による工業団地等の建設に対して資金の貸付けを行う集団化事業等を運営している。

ii. 貸付けのスキーム

独立行政法人中小企業基盤整備機構から県が借入れを行い、これに県原資を加えて中小企業者へ貸付けを行う。



iii. 貸付条件等の概略

中小企業高度化資金	
対象者	事業協同組合及び同組合員等
充当率	貸付対象事業費の80%以内
返済期間	20年以内(繰上3年以内)
利率等	1.05%

小規模企業者等設備導入資金

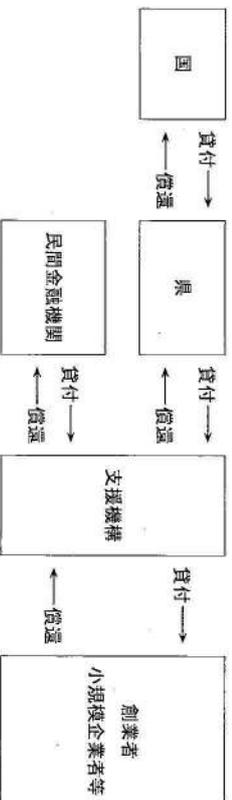
i. 目的等

小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、従業員数20人(商業・サービス業にあっては5人)以下の小規模企業者の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入促進を目的とした資金貸付制度である。

実施機関である公益財団法人やまなし産業支援機構が、小規模企業者等の必要とする設備等の購入資金の貸付けを行う事業と、支援機構が設備等を購入して小規模企業者等に対して割賦販売又はリースを行う事業を運営している。

ii. 貸付けのスキーム

県から県が借入れを行い、これに県原資を加えて、公益財団法人やまなし産業支援機構に資金を貸付け、それに支援機構の自己資金及び金融機関からの借入金を加えた資金を原資として、支援機構が創業者・小規模企業者等へ貸付けを行う。



iii. 貸付条件等の概略

対象者	資金貸付		制限	リース
	小規模企業者等または創業者	100万円以上8,000万円以内		
利用限度額	50万円以上4,000万円以内	100万円以上8,000万円以内	100万円以上8,000万円以内	
返済期間	7年以内(繰上1年以内)	7年以内(繰上1年以内)	3年~7年	
利率等	無利子	2.4%		1.387%(7年) 1.587%(6年) 1.864%(5年) 2.289%(4年) 2.983%(3年)

県単独中小企業設備貸与資金

1. 目的等

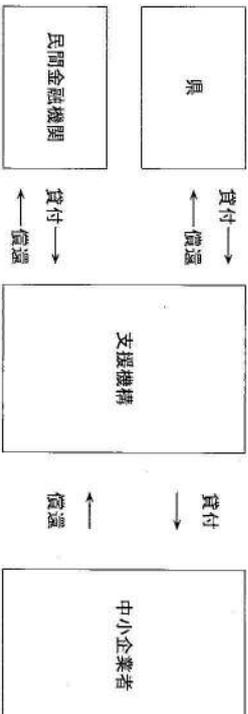
中小企業者の経営基盤の強化に必要な設備の導入促進を目的とした資金貸付制度である。実施機関である公益財団法人やまなし産業支援機構が中小企業者の必要とする設備等を購入して、割賦販売又はリースを行う事業を運営している。

なお、この資金の貸付対象となる中小企業者とは資本金の額又は出資の総額及びおむね常時使用する従業員数のいずれかが次の範囲内である事業者である。

業種	従業員数	資本金等
サービス業	100人以下	5千万円以下
小売業	50人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業・その他	300人以下	3億円以下

ii. 貸付けのスキーム

県が公益財団法人やまなし産業支援機構に資金を貸付け、それに金融機関からの借入金を加えた資金を原資として、支援機構が中小企業者へ貸付けを行う。



iii. 貸付条件等の概略

対象者	割賦	
	中小企業者	リース
利用限度額	100万円以上1億円以内	100万円以上1億円以内
返済期間	6年半以内(据置半年)	3年～7年
利率等		1.398%(7年)
		1.601%(6年)
		1.877%(5年)
		2.302%(4年)
		2.996%(3年)

③歳入・歳出及び繰越金の状況

(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
前年度繰越金	5,694,139	6,006,692	2,790,997	3,049,005	3,465,359
貸付金元利収入	2,550,711	2,421,279	2,528,625	1,995,401	2,736,847
一般会計繰入金	0	0	0	0	0
果債	0	1,433,887	0	0	0
歳入合計	8,244,850	9,961,858	5,259,622	4,994,406	6,202,206
貸付金	1,106,787	2,573,641	827,153	785,564	951,592
償還	1,117,857	1,027,988	1,352,290	705,618	1,112,276
一般会計繰出金	0	3,500,000	0	0	0
資金運営費	13,514	29,232	31,174	27,865	21,578
次年度繰越金	6,006,692	2,730,997	3,049,005	3,465,359	4,116,760
歳出合計	8,244,850	9,961,858	5,259,622	4,994,406	6,202,206

④予算に対する貸付の執行率

(単位：千円)

資金種別	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
中小企業高度化資金	0	0	—	1,845,500	—	—
小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,050,000	943,451	57.2%	1,650,000	555,954	33.7%
資金貸付事業	500,000	280,437	56.1%	500,000	154,765	31.0%
利率事業	770,000	349,585	45.4%	770,000	193,372	25.1%
リース事業	380,000	313,429	82.5%	380,000	287,817	54.7%
県単リース事業	180,000	78,565	43.6%	180,000	55,756	31.0%
県単リース事業	180,000	64,770	47.1%	180,000	115,431	64.1%
合計	2,010,000	1,106,785	55.1%	2,010,000	2,573,641	128.0%

資金種別	平成22年度		平成23年度			
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
中小企業高度化資金	0	0	—	0	—	—
小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,650,000	550,829	33.4%	900,000	746,029	82.9%
資金貸付事業	500,000	81,638	16.3%	250,000	221,433	88.6%
利率事業	770,000	184,781	24.0%	325,000	217,609	67.0%
リース事業	380,000	284,410	74.8%	325,000	306,397	94.3%
県単リース事業	500,000	234,735	46.9%	250,000	205,563	82.2%
資金貸付金	250,000	88,851	35.5%	150,000	116,912	77.3%
県単リース事業	250,000	145,884	58.4%	100,000	89,651	89.7%
合計	2,150,000	785,684	36.5%	1,150,000	951,592	82.7%

⑤各年度の償還額と年度末貸付金残高

(単位：千円)

資金種別	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
中小企業実業化資金	943,451	1,403,857	21,026,202	1,846,500	1,285,586	21,607,116
中小規模企業者等支援 貸付金	280,437	725,584	3,979,732	555,954	750,640	3,785,046
資金貸付事業	349,585	186,398	1,079,370	154,765	101,659	1,071,576
前倒事業	313,429	539,226	2,901,929	193,372	589,081	2,713,470
農林漁業中小企業設備 貸付金	163,335	287,312	1,044,906	171,187	288,472	927,621
農林和農事業	75,666	287,312	1,044,906	55,756	288,472	927,621
農林リース事業	84,770	84,770	0	115,431	288,472	75,955
合計	1,108,796	2,416,753	26,050,840	2,573,641	2,304,698	26,319,733
資金種別	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
中小企業実業化資金	898,493	19,161,251	1,710,364	17,450,837	1,710,364	17,450,837
中小規模企業者等支援 貸付金	550,829	725,584	3,566,207	746,029	744,132	3,566,104
資金貸付事業	81,638	190,706	885,798	221,433	202,488	884,741
前倒事業	194,791	539,135	2,700,411	217,609	541,644	2,683,363
リース事業	284,410	284,410	0	306,987	284,410	0
農林漁業中小企業設備 貸付金	234,735	242,365	894,529	205,563	234,516	865,376
農林和農事業	88,851	242,365	894,529	115,912	234,516	865,376
農林リース事業	145,894	145,894	0	69,651	145,894	0
合計	795,564	1,987,670	23,621,787	951,592	2,689,012	21,984,367

2. 農業改良資金特別会計の概要

①所管部課
山梨県農政課

②事業内容
農業改良資金特別会計が事業として運営している資金貸付制度は就農支援資金である。なお、農業改良資金の貸付は終了しており、償還事務のみを行っている。

就農支援資金

i. 目的等

新規に農業を開始しようとする者や、就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等の経営体を支援することを目的とした資金貸付制度であり、その資金使途等に応じて、以下の3種類の事業に区分される。

(i) 就農研修資金

農業技術を習得するための研修に必要となる資金の貸付けを行う事業

(ii) 就農準備資金

資格の取得、就農先の調査、住居の移転等、就農に際しての準備に必要となる資金の貸付けを行う事業

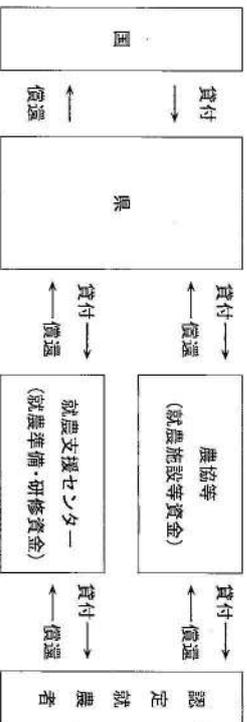
(iii) 就農施設等資金

農業経営を開始する際の機械の購入、施設の設置等に必要となる資金の貸付けを行う事業

なお、この資金の貸付対象となるのは、就農計画を県に提出し、認定を受けた認定就農者である。

ii. 貸付けのスキーム

県から県が借入れを行い、これに県原資を加えて農協等に資金を貸付け、農協等がその資金を原資として認定就農者等に貸付けを行う。



Ⅲ.貸付条件等の概略

対象者	就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
利用限度額 (15歳以上40歳未満)	農業大学校 5万円/月 先進農家 15万円/月 指導研修 200万円	200万円	2,800万円を超える額 については、必要な資金の1/2以内)
利用限度額 (40歳以上65歳未満)	農業大学校 5万円/月 先進農家 15万円/月	200万円	1,800万円を超える額 については、必要な資金の1/2以内)
返済期間 (15歳以上40歳未満)	12年以内(措置4年以内)ただし条件不利地域(※) については20年以内(措置9年以内)	12年以内(措置5年以内)	
返済期間 (40歳以上65歳未満)	7年以内(措置2年以内)ただし条件不利地域(※) については12年以内(措置5年以内)	12年以内(措置5年以内)	
利率等	無利子		

※条件不利地域：特定農山村地域・過疎地域・振興山村・中山間地域の該当市町村

③歳入・歳出及び繰越金の状況

(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
前年度繰越金	182,360	197,482	234,955	232,714	304,283
貸付金元利収入	128,902	109,954	91,181	84,042	66,245
雑入	1,236	1,135	559	303	285
一般会計繰入金	1,484	2,635	2,547	1,877	1,888
歳入合計	313,982	311,206	328,642	318,936	372,681
貸付金	0	5,260	16,190	4,510	34,212
一般会計繰出金	38,279	22,956	25,726	2,726	52,209
政府債還金	76,558	45,912	51,452	5,452	104,389
資金運営費	1,642	2,723	2,560	1,965	2,032
次年度繰越金	197,482	234,355	232,714	304,283	179,839
歳出合計	313,962	311,206	328,642	318,936	372,681

※無利子貸付のため、貸付利息収入はない。

④予算に対する貸付の執行率

(単位：千円)

資金種別	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算額	貸付額	予算額	貸付額	予算額	貸付額
農業改良資金	40,000	0	40,000	0	40,000	0
就農支援資金	73,514	0	71,951	5,280	79,995	16,190
就農研修資金	17,553	0	16,026	0	16,000	0
就農準備資金	27,951	0	25,505	0	23,995	0
就農施設等資金	28,000	0	30,420	5,280	40,000	16,190
合計	113,514	0	111,951	5,280	119,995	16,190

資金種別	平成22年度		平成23年度	
	予算額	貸付額	予算額	貸付額
農業改良資金	0	0	—	—
就農支援資金	80,000	4,510	97,232	34,212
就農研修資金	16,000	0	10,890	0
就農準備資金	24,000	0	15,342	0
就農施設等資金	40,000	4,510	70,000	34,212
合計	80,000	4,510	97,232	34,212

※農業改良資金は、H22年9月末で終了。

⑤各年度の償還額と年度末貸付金残高

(単位：千円)

資金種別	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	貸付額	年度内償還額	貸付額	年度内償還額	貸付額	年度内償還額
農業改良資金	0	105,902	413,797	0	79,485	334,312
就農支援資金	0	25,330	176,100	5,260	28,718	152,642
就農研修資金	0	5,040	16,909	0	3,487	13,422
就農準備資金	0	2,756	23,133	0	2,956	20,178
就農施設等資金	0	17,534	126,058	5,260	22,276	119,042
合計	0	131,232	589,897	5,260	108,203	486,954

資金種別	平成22年度		平成23年度	
	貸付額	年度内償還額	貸付額	年度内償還額
農業改良資金	0	54,442	216,493	0
就農支援資金	4,510	25,594	123,217	34,212
就農研修資金	0	1,621	9,649	0
就農準備資金	0	2,541	14,874	0
就農施設等資金	4,510	21,422	98,694	34,212
合計	4,510	80,026	339,710	34,212

※農業改良資金の貸付は、H22年9月末で終了。

3. 市町村振興資金特別会計の概要

①所管部課

山梨県総務部市町村課

②事業内容

市町村振興資金特別会計が事業として運営している資金貸付制度は市町村振興資金、辺地振興資金、過疎地域振興資金である。

市町村振興資金

i. 目的等

市町村の振興と、市町村財政の円滑な運営に資することを目的とした資金貸付制度であり、その資金使途等に応じて、以下の5種類の事業に区分される。

(i) 百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)

市町村等が行う観光関連公共施設、景観形成関連公共施設及び山梨県障害者幸住条例に規定する特定施設の整備の促進に必要な資金の貸付けを行う事業

(ii) 百花繚乱まちづくり推進資金(一般分)

市町村等が行う道路・橋梁整備事業、快適で住みよい環境づくりのための事業及び各種公共施設の整備事業等に必要となる資金の貸付けを行う事業

(iii) 合併推進資金

合併新法の下で合併した市町村が行う施設整備のために必要となる資金の貸付けを行う事業

(iv) リニアモーターカー関連事業資金

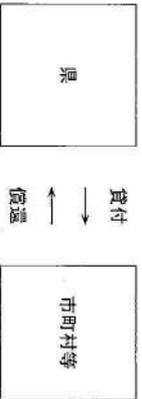
山梨リニア実験線の建設の促進に必要な資金の貸付けを行う事業

(v) 土地開発公社経営健全化資金

市財政健全化に向けた取組みの一環として行う、土地開発公社保有土地の再取得のために必要となる資金の貸付けを行う事業

ii. 貸付けのスキーム

県が市町村等に対して直接貸付けを行う。



iii. 貸付条件等の概略

項目	百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)	百花繚乱まちづくり推進資金(一般分)	合併推進資金
充当率	事業査定費の75%	事業査定費の75%	事業査定費の75%
貸付利率	貸付日現在における財政融資金(償還期限10年)の0.5%減(下限0.1%)	百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)の1/2(下限0.1%)	貸付日現在における財政融資金(償還期限10年)の0.5%減(下限0.1%)
元利補給金率	元利償還金の20%(景観形成地域における景観形成関連公共施設整備事業は40%)	—	元利償還金の35%
償還期間	10年	10年	—

項目	リニアモーターカー関連事業資金	土地開発公社経営健全化資金
充当率	事業査定費の100%	事業査定費の100%
貸付利率	百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)の1/2(下限0.1%)	百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)の1/2(下限0.1%)
元利補給金率	元利償還金の60%	—
償還期間	10年	—

辺地振興資金

i. 目的等

辺地を包括する市町村について、当該辺地住民の生活文化水準の向上を目的とする市町村の公共施設の充実を図るため、資金の融通を行うことを目的とした資金貸付制度である。(なお、辺地とは交通条件等に恵まれず、他の地域と比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地等で、一定の要件に該当するものをいう。)

山梨県辺地及び過疎地域振興資金貸付要綱で定める辺地(国の制度に基づき辺地を除く。以下「辺地地域」という。)を有する市町村に対して、その「辺地地域」の公共施設整備に必要な資金の貸付事業を運営している。

ii. 貸付けのスキーム

市町村振興資金に同じ。

iii. 貸付条件等の概略

辺地振興資金	
充当率	事業査定費の100%
貸付利率	百花繻乱まちづくり推進資金(特別分)の1/2(下限0.1%)
元利補給金率	—
償還期間	10年

過疎地域振興資金

i. 目的等

過疎地域の市町村について、地域社会の基盤整備を図るため、資金の融通を行うことを目的とした資金貸付制度である。(なお、過疎地域とは他の地域に比較して人口の減少が著しい市町村の区域で、一定の要件に該当するものをいう。)

山梨県辺地及び過疎地域振興資金貸付要綱で定める過疎地域の市町村(国の制度に基づく過疎地域を除く。以下「過疎地域」という。)に対して、その「過疎地域」の公共施設整備に必要な資金の貸付事業を運営している。

ii. 貸付けのスキーム

市町村振興資金に同じ。

iii. 貸付条件等の概略

過疎地域振興資金	
充当率	事業査定費の100%
貸付利率	百花繻乱まちづくり推進資金(特別分)の1/2(下限0.1%)
元利補給金率	—
償還期間	10年

③歳入・歳出及び繰越金の状況

(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
前年度繰越金	3,530,514	4,357,108	5,135,423	6,163,770	7,348,158
貸付金元利収入	2,404,142	2,236,563	2,119,695	1,945,870	1,818,293
一般会計繰入金	0	0	0	0	0
歳入合計	5,934,656	6,593,671	7,255,118	8,109,640	9,166,451
貸付金	1,472,800	1,354,500	988,600	659,800	1,127,800
償還金	104,390	103,390	102,390	101,390	39,390
一般会計繰出金	0	0	0	0	4,300,000
資金運営費	358	358	358	292	358
次年度繰越金	4,357,108	5,135,423	6,163,770	7,348,158	8,698,903
歳出合計	5,934,656	6,593,671	7,255,118	8,109,640	9,166,451

④予算に対する貸付の執行率

(単位：千円)

資金種別	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
百花繻乱まちづくり推進資金	2,380,000	1,282,200	52.6%	2,380,000	1,150,590	48.3%	1,680,000	735,760	44.0%	1,680,000	735,760	44.0%
一般分	480,000	138,000	29.0%	480,000	420,380	87.6%	280,000	21,300	7.6%	280,000	21,300	7.6%
特別分	1,900,000	1,114,200	58.6%	1,900,000	730,200	38.4%	1,400,000	717,460	51.2%	1,400,000	717,460	51.2%
合併推進資金	300,000	0	0.0%	300,000	0	0.0%	300,000	32,600	10.9%	300,000	32,600	10.9%
ユニバーサルカー関連事業資金	100,000	0	0.0%	100,000	0	0.0%	100,000	0	0.0%	100,000	0	0.0%
辺地振興資金	100,000	83,600	83.6%	100,000	64,800	64.8%	100,000	89,800	89.8%	100,000	89,800	89.8%
過疎地域振興資金	150,000	137,600	91.3%	150,000	149,200	99.5%	150,000	127,500	85.0%	150,000	127,500	85.0%
合計	3,030,000	1,672,800	48.6%	3,030,000	1,354,500	44.7%	2,330,000	986,000	42.4%	2,330,000	986,000	42.4%
資金種別	平成22年度			平成23年度								
百花繻乱まちづくり推進資金	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率						
一般分	1,680,000	597,500	35.6%	1,680,000	1,050,800	62.5%						
特別分	280,000	41,000	14.6%	280,000	224,900	80.3%						
合併推進資金	1,400,000	556,500	39.8%	1,400,000	825,900	59.0%						
ユニバーサルカー関連事業資金	300,000	3,400	1.1%	300,000	0	0.0%						
辺地振興資金	100,000	9,800	9.8%	100,000	33,700	33.7%						
過疎地域振興資金	100,000	24,100	24.1%	100,000	24,400	24.4%						
合計	2,330,000	659,800	28.3%	2,330,000	1,127,800	48.4%						

⑤各年度の償還額と年度末貸付金残高

(単位：千円)

資金種別	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
百老匯まちづくり 推進資金	1,222,200	0	1,252,200	1,150,500	125,220	2,277,480
特別分	139,000	0	139,000	420,300	13,900	545,400
一般分	1,113,200	0	1,113,200	730,200	111,320	1,732,080
合併推進資金	0	0	0	0	0	0
ユニバーター一 階車庫増設資金	0	60,000	40,000	0	30,000	10,000
道路整備資金	0	645,510	1,837,640	0	546,510	1,311,130
一般仮設整備資金	0	101,405	135,040	0	65,540	69,500
本館形成資金	0	155,900	613,480	0	135,070	483,410
庄内上い地区づくり 推進のまちづくり推 進資金	0	123,130	154,030	0	85,130	67,900
地域振興資金	0	12,480	41,020	0	9,480	31,540
地域振興資金	0	1,191,710	4,970,810	0	672,900	4,297,910
旭が立農推進資金	0	44,430	333,250	0	44,430	294,820
辺地振興資金	83,600	169,790	752,910	64,800	158,150	649,560
辺地地域振興資金	137,000	353,940	1,500,860	149,200	309,680	1,340,380
合計	1,472,800	2,859,299	11,655,240	1,354,500	2,183,110	10,333,630
貸付 実行額	597,500	314,140	3,059,270	1,050,800	373,890	3,736,180
年度内 償還額	41,000	58,000	493,710	224,900	82,150	656,450
年度末 貸付金 残高	556,500	256,080	2,565,560	825,900	311,730	3,079,730
一般分	3,400	3,260	32,740	0	3,600	29,140
ユニバーター一 階車庫増設資金	9,600	0	9,600	33,700	960	42,340
道路整備資金	0	346,510	518,110	0	255,340	262,870
一般仮設整備資金	0	23,450	0	0	0	0
本館形成資金	0	95,500	273,380	0	78,200	195,180
庄内上い地区づくり 推進のまちづくり推 進資金	0	18,770	0	0	0	0
地域振興資金	0	5,720	17,100	0	5,140	11,960
地域振興資金	0	667,100	2,933,310	0	686,075	2,247,235
旭が立農推進資金	0	44,430	205,960	0	44,430	161,530
辺地振興資金	24,100	132,510	487,220	24,400	115,020	396,600
辺地地域振興資金	25,200	356,000	964,530	18,900	223,520	757,910
合計	653,800	1,907,590	8,499,220	1,127,800	1,786,075	7,540,945

4. 商工業振興資金特別会計の概要

①所管部課

山梨県産業労働部商業振興金融課

②事業内容

商工業振興資金特別会計が事業として運営している資金貸付制度は経営安定資金、地場中小企業等育成資金、新産業開発資金、環境・雇用対策資金である。

経営安定資金

1. 目的等

中小企業の事業活動に必要な資金を円滑にし、その近代化と経営基礎の確立を図ることを目的とした資金貸付制度であり、その資金使途等に依りて以下の事業に区分される。

(1) 事業促進融資

通常の事業運営に必要とする資金の貸付けを行う事業

(2) 経済変動対策融資

連鎖倒産防止関係

取引先企業の倒産等による連鎖倒産防止に必要とする資金の貸付けを行う事業

不況業種対策関係

不況業種に指定された一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

経営安定化特別関係

特定業種に指定された一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

為替変動対策関係

為替相場の急激な変動により著しい影響を受けた一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

経営環境変動対策関係

原材料価格の高騰等に影響を受けた一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

災害復旧関係

災害等に影響を受けた一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

東日本大震災復興関係

東日本大震災に影響を受けた一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

東日本大震災復興関係

東日本大震災に影響を受けた一定の中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

(3) 小規模企業サポート融資

小規模企業に該当する中小企業者等に対して事業運営に必要とする資金の貸付け

を行う事業

(iv) 経営再生支援融資

中小企業再生支援協議会の支援を受けて経営改善に取り組み中小企業者等に対して資金の貸付けを行う事業

(v) 資金繰り支援借換融資

山梨県南工業振興資金により保証付き融資を受け、その借入金残高を有する中小企業者等が、その借入金の借換を行うために必要とする資金の貸付けを行う事業

なお、これらの資金の貸付対象となるのは県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者または組合である。中小企業者及び組合の定義は以下のとおりである。(ただし、融資のメニューによっては中小企業者等であることに加えて、その他の要件を満たすことが必要となる。)

・中小企業者・・・資本金の額又は出資の総額及びおおむね常時使用する従業員数のいずれかが次の範囲内である企業

業種	従業員数	資本金等
サービス業	100人以下	5千万円以下
小売業	50人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業・その他	300人以下	3億円以下
自動車又は航空機用タイヤ及びビニール製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
ソフトウェア業	300人以下	3億円以下
情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
旅館業	200人以下	5千万円以下
医療法人	300人以下	(条件なし)

・組合・・・事業協同組合、企業組合、協業組合、南工組合、南店街振興組合等など
特別の法律により設立された組合

ii. 貸付けのスキーム

県内の取扱金融機関が中小企業者に融資を実行した後、貸付原資の一部について山梨県信用保証協会を通じて金融機関に預託を行う協働融資方式を採用している。



iii. 貸付条件等の概略

	経済変動対策融資				
	事業促進融資	連検防通防止	不況業種対策	経営安定化特別	冷害受動対策
利用限度額	設備 5,000 万円 運転 2,000 万円	運転 3,000 万円	運転 5,000 万円	運転 2,000 万円	運転 3,000 万円
返済期間	設備 7 年以内 (償還 1 年) 運転 5 年以内 (償還 1 年)	10 年以内 (償還 1 年)	10 年以内 (償還 1 年)	7 年以内 (償還 1 年)	7 年以内 (償還 1 年)
利率等	2.3%	1.5~1.9%	1.5~1.7%	1.8%	1.8%

	経済変動対策融資		小規模企業サポ		資金繰り支援借換	
	災害復旧	東日本震災復興	一ト融資	経営再生支援融資	繰越貸	
利用限度額	設備 5,000 万円 運転 5,000 万円	設備 3,000 万円 運転 3,000 万円	設備 1,500 万円 運転 1,500 万円	設備 5,000 万円 運転 2,000 万円	運転 6,000 万円	
返済期間	設備 10 年以内 (償還 1 年) 運転 7 年以内 (償還 1 年)	設備 10 年以内 (償還 2 年) 運転 10 年以内 (償還 2 年)	設備 7 年以内 (償還 1 年) 運転 5 年以内 (償還 1 年)	設備 7 年以内 (償還 1 年) 運転 8 年以内 (償還 1 年)	10 年以内 (償還 1 年)	
利率等	1.6%	1.6%	2.1%	2.3%	2.1~2.3%	

地場中小企業等育成資金

1. 目的等

地場中小企業の育成及び振興を図るとともに、変化に即応した事業活動を支援し、経営基盤の強化を図ることを目的とした資金貸付制度であり、その資金使途等に応じて以下の事業に区分される。(なお、これらの資金の貸付対象は経営安定資金に同じ。)

- (i) 地場中小企業育成融資
経営基盤の強化や新規事業の展開に必要な資金の貸付けを行う事業
- (ii) 土地開発等対策融資

土地開発等の影響による移転や新規開業に必要な資金の貸付けを行う事業

(iii) 商業活性化融資

商店街の活性化のために必要となる資金の貸付けを行う事業

(iv) 観光施設整備融資

観光施設等の新築や改築、改修のために必要となる資金の貸付けを行う事業

(v) 企業立地促進融資

企業を立地するために必要となる資金の貸付けを行う事業

(vi) 協同組合事業融資

共同事業や組合の構成員への転貸資金の貸付けを行う事業

ii. 貸付けのスキーム

経営安定資金に同じ。

iii. 貸付条件等の概略

	地場中小企業育成融資	土地開発等特集融資	商業活性化融資	観光施設整備融資	企業立地促進融資	協同組合事業融資
利用限度額	設備5,000万円 運転2,000万円	設備5,000万円 運転2,000万円	設備5,000万円 運転2,000万円	設備1億円	設備3億円 設備5億円	設備5,000万円 運転5,000万円 転貸5,000万円
返済期間	設備7年以内 (償還1年) 運転5年以内 (償還1年)	設備10年以内 (償還2年) 運転5年以内 (償還1年)	設備10年以内 (償還2年) 運転5年以内 (償還1年)	10年以内 (償還2年)	設備3年以内 (償還2年) 設備5年以内 (償還3年)	設備7年以内 (償還1年) 運転5年以内 (償還1年) 転貸5年以内 (償還1年)
利率等	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%	2.0~2.3%	2.1~2.3%

新産業開発資金

i. 目的等

新技術、新製品開発等の新分野を開拓しようとする企業の経営の安定を図ることを目的とした資金貸付制度であり、その資金使途等に応じて以下の事業に区分される。(なお、これらの資金の貸付対象は経営安定資金に同じ。)

- (i) 起業家支援融資
新規開業や分社化に必要な資金の貸付けを行う事業
- (ii) 新分野進出支援融資
業種転換、経営多角化、事業承継及び新技術・新製品の研究開発、企業化等に必要

となる資金の貸付けを行う事業

ii. 貸付けのスキーム

経営安定資金に同じ。

iii. 貸付条件等の概略

	起業家支援融資	新分野進出支援融資
利用限度額	設備1,500万円 運転1,500万円	設備8,000万円 運転3,000万円
返済期間	設備7年以内(償還1年) 運転5年以内(償還1年)	設備10年以内(償還2年) 運転5年以内(償還1年)
利率等	2.1%	1.7%

環境・雇用対策資金

i. 目的等

ひとに優しい環境づくりを推進するとともに、雇用の確保対策を講じる中小企業者を支援し、雇用促進を図ることを目的とした資金貸付制度であり、その資金使途等に応じて以下の事業に区分される。

- (i) 環境対策融資
環境対策のために必要となる資金の貸付けを行う事業
- (ii) 福祉のまちづくり推進融資
福祉に配慮した施設の整備のために必要となる資金の貸付けを行う事業
- (iii) 雇用促進等支援融資
労働力の確保や福利厚生のために必要となる資金の貸付けを行う事業

ii. 貸付けのスキーム

経営安定資金に同じ。

iii. 貸付条件等の概略

	環境対策融資	福祉のまちづくり推進融資	雇用促進等支援融資
利用限度額	設備5,000万円~2億円 運転2,000万円	設備3,000万円	設備5,000万円 運転2,000万円
返済期間	設備7年~10年以内 (償還1年~2年) 運転7年以内(償還2年)	7年以内(償還2年)	設備10年以内(償還2年) 運転5年以内(償還1年)
利率等	2.0%	2.0%	2.0%

⑤各年度の償還額と年度未貸付金残高

(単位：千円)

資金種別	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
経営安定資金	3,355,161	2,313,602	8,318,029	13,098,292	7,981,311	13,535,010
事業促進融資	412,129			322,218		239,193
経済変動対策融資	2,473,258			12,388,457		16,558,895
経営支援緊急融資 (山梨県企業者一 卜融資(100.100))	176,910					
経営者支援融資	241,805	2,313,602	8,318,029	384,986	7,891,311	13,535,010
経営者支援融資 繰上	23,668					289,950
地産中小企業等育成 資金	24,391			2,621		8,430
新産業創発資金	166,500	106,386	156,901	101,392	118,388	136,906
新産業創発資金 繰上	57,917	122,802	607,916	83,858	134,871	556,903
起業家支援融資 前分貸出支戻額	32,800	122,802	607,916	43,220	134,871	556,903
返済・運用対策資金	25,037			40,638		75,997
返済・運用対策資金 繰上	11,001	56,710	289,593	29,479	68,699	250,379
合計	3,610,669	2,592,470	9,371,449	13,313,011	8,203,289	14,485,569
					17,301,493	19,886,970
					11,194,730	

資金種別	平成22年度		平成23年度			
	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高	貸付 実行額	年度内 償還額	年度末 貸付金 残高
経営安定資金	23,649,429	26,974,989	8,866,170	26,109,011	30,112,666	6,862,801
事業促進融資	967,660			860,527		
経済変動対策融資	22,628,688			26,661,607		
経営支援緊急融資 (山梨県企業者一 卜融資(100.100))	418,888			548,417		
経営者支援融資	25,974,989	8,866,170	8,866,170	30,112,666	6,862,801	
経営者支援融資 繰上	34,043			38,460		
地産中小企業等育成 資金	68,787	142,089	235,369	60,703	139,498	172,576
新産業創発資金	166,817	238,422	147,859	206,951	288,197	98,347
新産業創発資金 繰上	65,745	238,422	147,859	85,986	288,197	98,347
起業家支援融資 前分貸出支戻額	101,072			120,965		96,347
返済・運用対策資金	53,848	106,875	141,703	59,521	104,509	98,718
返済・運用対策資金 繰上						
合計	23,938,881	26,462,875	9,390,835	28,442,186	30,604,882	7,228,139

※数字は全て県原資への数字とする。(融資残高へースではない)

※H22決算時に資金部等のため、一部修正を行っている。このため、H21年度未貸付金残高とH22年度期首貸付金残高は一致しない。

※H21年度からは、短期貸付方式で預託を行っており、県原資は年度内に全額償還されるため、年度未貸付金残高に計上されるのは、H20年度以前の長期貸付方式時代の残高ということになる。

※長期貸付方式の最終償還はH31年度の子定。

※年度内償還及び年度未貸付金残高については、旧資金分も含まれるため、資金ごとの合計のみを記載した。

(以上、※は山梨県産業労働部商保課調査関係による付記である。)

5. 林業・木材産業改善資金特別会計の概要

- ①所管部課
山梨県森林環境部林業振興課

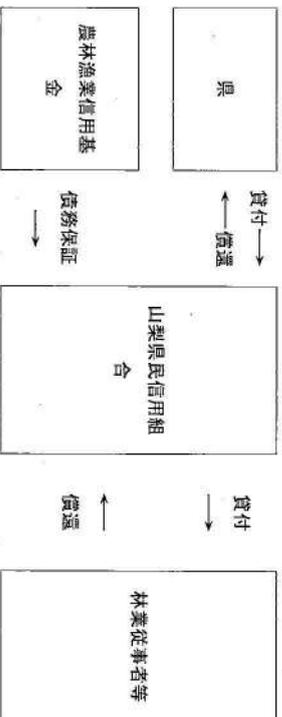
②事業内容
林業・木材産業改善資金特別会計が事業として運営している資金貸付制度は林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金、林業就業促進資金である。

林業・木材産業改善資金

i. 目的等
林業者、木材産業事業者等が経営改善等のために行う新たな事業の開始や、販売方式の導入等の先駆的取組等を支援することを目的とした資金貸付制度である。なお、貸付けの対象となる林業者、木材産業事業者等とは、林業経営を行う個人または資本金1,000万円以下又は従業員300人以下の法人、その他林業者、木材産業事業者等が組織する団体等である。

ii. 貸付けのスキーム

国からの補助金に県原資を加えて山梨県民信用組合に資金を貸付け、山梨県民信用組合がその資金を原資として林業従事者等へ貸付けを行う。なお、農林漁業信用基金が山梨県民信用組合に対して債務保証を行っている。



ii. 貸付条件等の概略

対象者	林業・木材産業改善資金 一定の木材産業事業者等
利用限度額	個人 1,500 万円 法人 3,000 万円 団体 5,000 万円
返済期間	10 年以内(措置 3 年以内)
利率等	無利子

木材産業等高度化推進資金

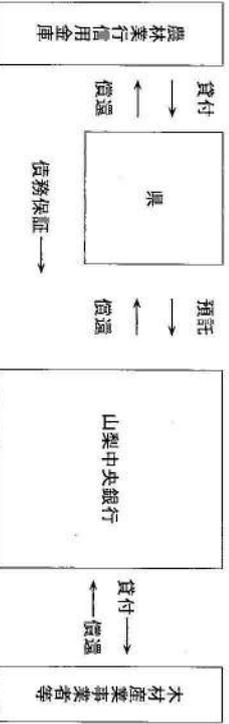
i. 目的等

林業経営基盤強化等の促進を目的とした資金貸付制度であり、木材産業事業者等に対して、経営の合理化を図るために必要となる資金の貸付事業を運営している。なお、この資金の貸付対象となるのは、資金の融通等に関する暫定措置法に基づき作成した合理化計画等を具に提出し、その認定を受けた以下の者である。

- ・森林組合又は森林組合連合会
- ・森林所有者又はその組織する団体
- ・素材生産業、木材製造業又は木材卸売業を営む者並びに木材市場を開設する者若しくはそれらの者が組織する団体

ii. 貸付けのスキーム

農林漁業信用基金から県が借入れを行い、これに県原資を加えた資金を指定金融機関である山梨中央銀行に預託して、木材産業事業者等に貸付けを行う協調融資方式を採用している。なお、農林漁業信用基金が山梨中央銀行に対して債務保証を行っている。



iii. 貸付条件等の概略

対象者	木材産業等高度化推進資金 一定の木材産業事業者等
利用限度額	最大 3 億円
返済期間	長期 5 年 短期 1 年
利率等	1.0% から 2.1%

林業就業促進資金

i. 目的等

林業への新規参入者の定着を促進することを目的とした資金貸付制度である。林業作業用具の購入や生活根拠地の移転等に必要となる資金の貸付事業を運営している。なお、この資金の貸付対象となるのは新規に雇用を行う林業を営む法人で県の認定を受けた認定事業主である。

ii. 貸付けのスキーム

国からの補助金に県原資を加えて山梨県林業労働センターに資金を貸付け、山梨県林業労働センターがその資金を原資として認定事業主へ貸付けを行う。



iii. 貸付条件等の概略

対象者	林業就業促進資金 認定事業主
利用限度額	新規就業者 1 名につき 120 万円
返済期間	13 年以内(措置 4 年以内)
利率等	無利子

③歳入・歳出及び繰越金の状況

(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
前年度繰越金	130,292	129,231	144,894	147,963	106,253
貸付金元利収入	115,059	113,621	101,069	97,391	45,616
繰入	534	1,466	293	128	42
一般会計繰入金	0	0	0	0	0
果債	0	0	0	13,250	0
繰入合計	245,885	244,318	246,256	258,732	151,911
貸付金	115,690	98,515	93,990	80,100	56,700
一般会計繰出金	129	176	1,999	29,280	1,886
償還金、利子及び割引料	130	177	1,999	42,531	3,750
資金運営費	705	556	305	568	1,006
次年度繰越金	129,231	144,894	147,963	106,253	88,569
歳出合計	245,885	244,318	246,256	258,732	151,911

④予算に対する貸付の執行率

(単位：千円)

資金種別	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算額	貸付額	執行率	予算額	貸付額	執行率
林業・木材産業改善資金	71,000	26,740	36.3%	71,000	9,765	13.8%
木材産業等高度化推進資金	88,760	88,760	100.0%	88,760	88,760	100.0%
林業就業促進資金	1,200	1,200	100.0%	1,200	0	0.0%
合計	160,960	115,690	71.9%	160,960	98,515	61.2%

資金種別	平成22年度		平成23年度	
	予算額	貸付額	執行率	予算額
林業・木材産業改善資金	71,000	53,600	75.5%	71,000
木材産業等高度化推進資金	26,500	26,500	100.0%	26,500
林業就業促進資金	1,200	0	0.0%	2,400
合計	98,700	80,100	81.2%	99,900

⑤各年度の償還額と年度末貸付金残高

(単位：千円)

資金種別	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	貸付実行額	年度内償還額	年度末貸付金残高	貸付実行額	年度内償還額	年度末貸付金残高
林業・木材産業改善資金	26,740	25,630	96,578	9,765	24,098	82,245
木材産業等高度化推進資金	88,760	88,760	88,760	88,760	88,760	88,760
林業就業促進資金	1,200	420	2,650	0	420	2,130
合計	115,690	114,800	187,978	98,515	113,268	173,125

資金種別	平成22年度		平成23年度	
	貸付実行額	年度内償還額	年度末貸付金残高	貸付実行額
林業・木材産業改善資金	53,600	12,060	121,128	30,200
木材産業等高度化推進資金	26,500	26,500	26,500	26,500
林業就業促進資金	0	270	1,410	0
合計	80,100	97,330	149,058	56,700

第五 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計の監査結果と意見

1. 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計全般

(1) 監査の対象となった5つの特別会計には、次年度の貸付資金の原資等として剰余金が存在するが、2つの特別会計の剰余金残高が過大になっているものと思料される。剰余金資金を一般会計へ繰出す等検討すべきである。(意見)

監査の対象となった5つの特別会計について、平成21年度から平成23年度までの過去3年間の貸付実績等を検討した。結果として、平成23年度末に、市町村振興資金特別会計及び中小企業近代化資金特別会計が保有する剰余金は過大であると思料される。より積極的な貸付等を行うか、又は資金収支の状況を精査し、剰余金資金を一般会計へ繰出すことも検討すべきである。

監査の対象となった5つの特別会計について、平成21年度から平成23年度までに実行された貸付実績額、償還実績額、貸付元利収入実績額の過去3年間の平均値をもとに、平成23年度末の剰余金残高が過剰となっていないかを検討した。次表は、監査の対象となった5つの特別会計(以下、市町村特会：市町村振興資金特別会計、農業特会：農業改良資金特別会計、林業特会：林業・木材産業改善資金特別会計、中小特会：中小企業近代化資金特別会計、商工特会：商工業振興資金特別会計。)について、平成21～23年度における以下の事項をまとめたものである。

(単位：百万円)

	① 平均貸付元利収入額	② 平均貸付額	③ 平均償還金・運営費	④ = ① - ② - ③	⑤ H23年度末剰余金	⑥ = ④ + ⑤
市町村	1,961	925	81	955	3,698	4,653
農業	80	18	83	△21	179	158
林業	81	77	16	△12	88	76
中小	2,400	854	1,137	409	4,116	4,525
小計	4,522	1,874	1,317	1,331	8,081	9,412
商工	25,644	23,227	0	2,417	0	2,417
合計	30,166	25,101	1,317	3,748	8,081	11,829

- ① 貸付元利収入実績の3年間の平均額
- ② 貸付実績額の3年間の平均額
- ③ 各特別会計の借入先に対する償還実績の3年間の平均額と3年間の平均運営費

- ④ = ① - ② - ③ 3年間平均の収支差額
- ⑤ 平成23年度末の剰余金残高
- ⑥ = ④ + ⑤ 平成24年度末の剰余金予想残高

商工特会については、毎年年度末の剰余金はすべて一般会計に繰出して、洗替を行っている。毎年度末の剰余金は常に0となっている。

上記の通り、平成23年度末の剰余金は商工特会を除く4つの特別会計合計8,081百万円であり、4特別会計に留保されている状況にある。

平成21年度から23年度までに貸付先等から償還され、4特別会計において単年度に収入とされる資金は3年間の平均で①4,522百万円である。一方、平均貸付実績は4会計②1,874百万円、平均返還金・運営費は③1,317百万円であるため、4特別会計で単年度に支出される必要資金は両者の合計額3,191百万円である。したがって、4特別会計では当該収入と支出の差額④1,331百万円毎年剰余金が増加することとなる。4特別会計の過去3年の収支状況を前提とすると、毎年当該収支差額合計が増加し、平成23年度末には4特別会計合計⑧8,081百万円は年々増加することとなる。上記の④の欄が3年間平均の収支差額を表示しており、市町村特会及び中小特会は毎年剰余金が増加することが表示されている。⑥の欄は過去3年間の平均収支より算出された平成24年度末の剰余金予想残高を表す。

④の欄と⑤H23年度末剰余金欄より、市町村特会はH23年度末剰余金残高③3,698百万円あるのにもかかわらず、毎年④955百万円増加することを意味している。また、同様に中小特会はH23年度末剰余金残高④4,116百万円あるのにもかかわらず、毎年④409百万円増加することを意味している。一方、農業特会はH23年度末剰余金残高⑤179百万円に対して、毎年④21百万円減少することを意味している。また、同様に林業特会はH23年度末剰余金残高⑥88百万円に対して、毎年④12百万円減少することを意味している。したがって、市町村特会及び中小特会は剰余金残高が今後も増加する状況がうかがえる。

もとより、最近3年間の収支状況をもとに分析していることから、今後の各融資制度の利用状況により現実の収支は異なることとなることは予想される。しかし、改めて各融資制度の資金需要を精査し、より積極的な資金貸付を行うことや、翌年以降の毎年の収支状況を予測・分析したうえで必要な額を剰余金として残し、当面必要とされない額は一般会計へ繰出すことを検討すべきである。なお、市町村特会については、後記の子算執行率の分析においても剰余金について、一般会計へ繰出すことを検討すべき旨記載している。

また、資金のより有効な活用のため、多額の貸付原資が必要となり、特別会計内や貸付委託先に資金の留保が発生している現行の貸付制度から、より少ない原資で対応可能な利子補給制度の導入の検討も、貸付制度によっては一考に値するものと思われる。

(2) 資金貸付については外部機関を通じた貸付や専門部署を設けて債権管理や回収等の集中的な管理を行うべきである。(意見)

特別会計における資金貸付において、県は貸付の当事者となる直接貸付から外部機関を通じた間接的な融資制度へ移行してきた。これは貸付に当たった際の審査や債権保全措置等には特別なノウハウが必要であり、債権の管理や回収についても専門的な知識を必要とすることから、外部機関を通じて融資に転換したものである。県は外部機関へ資金の貸付や預託を行うことにより資金を供給し、外部の専門機関に審査や管理・回収を委ねることにより、効率的な貸付やリスクを軽減することが可能となった。未だ直貸が行われている融資制度についてはできる限り外部機関を通じて融資に移行することが必要と思われる。また、既に制度としては間接的な融資制度へ移行しているが過去の直貸残債については、償還の管理が必要となるのみであることから各担当する所管において管理するのではなく、県庁内に専門部署を設けて集中的に管理することによってより効率的な管理を行うべきである。

県は県内産業の育成・支援のために、国の制度として、または独自の制度を設けて融資事業を行っている。また特別会計を設けて資金の貸付も行っている。これらの融資制度は、従前では県が貸付の当事者となって各融資先に対して直接貸付(以下、直貸)を行ってきた。しかし、近年は外部機関に貸付や預託を行うことにより資金を供給し、これらの外部機関が融資先に貸付及び回収を行う間接的な融資制度へ転換している。

他方、山梨県中小企業高度化資金(以下、高度化資金)は未だに直貸を行っており、平成24年9月に山梨県高度化資金改善策検討プロジェクトチームから出された報告書においても、直貸を継続する前提となっている。

高度化資金については、100億円超の不良債権が生じたことから第三者委員会を設けて過去を検証し、県庁内でも改善策を検討してきた経緯がある。

第三者委員会で検討されたとおり、高度化資金は市中金融機関が行い得ない政策的な融資制度としての側面は否定できないため、県としてむやみに止めることは拙速であろう。しかしながら、融資が一度実行されると融資期間を通じた長期間の管理が必要となるにもかかわらず、県の人事異動の周期は2〜3年と短期であること、延滞が生じた場合には、回収のための専門的な法律知識やノウハウが必要であること、県職員は金融の専門家ではないこと、また人事異動の周期が短い県職員がこれらの研修を積むには費用対効果の観点から疑問が生じること等から、直貸を続けることには危惧がある。

これらについて外部の専門家の指導を期待することも必要であるが、単発的に知識や意見の提供はあっても最終的な責任を外部の専門家が負うわけではない。一定の改善効果は期待されるものの、直貸を行う固有のリスクは避けられず、県が主体となってリスクを負わなければならないことは変わらない。したがって、可能な限り間接的な融資制

度への移行を行うべきである。

また、既に間接的な融資制度へ移行した既存の直貸債権については、償還の管理が必要となるのみである。延滞が生じている融資の中には延滞した債権のみが残っている融資制度もある。従って、これらの債権の管理や回収についても債権回収会社等に回収委託するか、委託しない場合においても各担当する所管において管理するのではなく、県庁内に回収管理の専門部署を設けて、所管を超えて集中的に管理することによって、より確実な回収や効率的な債権管理を行うべきである。

(3) 延滞違約金を年度末において発生ベースで収入計上すべきである。(意見)

資金貸付を主な事業内容とする特別会計では、償還金等を支払期日に支払わなかった場合には支払当日までの日数による違約金を徴収する。現状では、違約金は各支払期日に支払うべき延滞元金が完済された場合にのみ計上している。各年度末では発生ベースで計上することは可能であるので、支払期日毎に支払うべき延滞元金が完済されていないくても発生ベースで収入計上すべきである。

資金貸付を主な事業内容とする特別会計においては、違約金の徴収規定があり、農業改良資金について例示すると、農業改良資金助成法に次の通り規定されている。

第11条(違約金) 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第9条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計上した違約金を徴収するものとする。

中小企業近代化資金、市町村振興資金、商工業振興資金、林業・木材産業改善資金も同様な規定をおいている。

現状、延滞が生じた場合には、延滞元金と違約金を借受者に督促しているが、その際に記載されている違約金は、督促状等を作成した期日までの日数で反に計算した金額である。その後、各支払期日の延滞元金が完済された場合には、実際に収納された期日までの日数で改めて計算しなおし、別途納付書を送付している。

上記の通り、違約金の金額は支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算するため、当該支払期日の償還金が完済された収納期日が確定しないと、正確な違約金額を計算することはできない。しかし、借受者等に請求の都度、その時点における違約金額を計算し通知していることから、年度末においてもその時点の違約金額は容易に計算可能と思われるので、違約金については発生ベースで収入計上をすべきである。現状では、延滞元金が完済されると、過年度分も含めて多額の延滞違約金が一度に計上されることとなる。また、延滞元金が完済されるまでは違約金が多額となっても、一切計上されないこととなる。

2. 中小企業近代化資金特別会計

(1) 山梨県中小企業高度化資金の今後制度運営には十分留意されたい。(意見)

山梨県中小企業高度化資金に関する第三者委員会報告書(以下、第三者委員会報告書という)等を受け、平成24年9月に山梨県高度化資金改善策検討プロジェクトチーム報告書(以下、プロジェクトチーム報告書という)が作成されたが、今後の制度運営には十分な留意が必要である。

山梨県中小企業高度化資金に関する第三者委員会報告書(以下、第三者委員会報告書という)等を受け、平成24年9月に山梨県高度化資金改善策検討プロジェクトチーム報告書(以下、プロジェクトチーム報告書という)が作成された。当該報告書は、庁内各課及び関連団体によりプロジェクトチームを組成し、中小企業高度化資金貸付金に対する改善策を検討するため、平成24年3月から議論を重ねて作成されたものである。このプロジェクトチーム報告書の中では次のような改善策が提言されている。

<貸付に関する改善策>

- ① 貸付限度額の設定
直貸は残すが、貸付限度額を20億円とすること
- ② 県議会への説明
10億円以上の貸付は県議会常任委員会に貸付先と貸付内容を説明すること
- ③ 設備導入等促進診断への中小機構の参加
2億円以上の貸付は中小機構と共同で設備導入等促進診断すること
- ④ 貸付審査会の拡充
貸付審査会は申請者が属する業種の業界代表者の委員を必置とし、公認会計士等の専門家及び連携融資金融機関の出席を開催要件とすること

上記②では常任委員会への説明を義務付けるとしているが、限られた時間の中でも適切な議論をして頂けるよう、事前資料提供など十分な情報提供を行うことを望みたい。また、上記③～④では中小機構や業界の代表者など外部の専門家の指導を取り入れることとしているが、単発的な依頼では知識や意見の提供はあっても十分な効果は期待できないため、判断に一定の責任を持って頂けるよう、継続的な関与を検討されたい。

<債権保全に関する改善策>

- ⑤ モニタリングの強化
訪問、ヒアリング、財務諸表の徴収の頻度を高めること

民間金融機関と協働または連携融資とし、秘密なモニタリングをすること

- ⑥ 適時適切な経営支援等の実施
正常債優先であっても、貸付先が2期連続赤字となった場合等には中小企業診断士に経営状況分析を委託すること
- ⑦ 債権保全措置の強化
追加担保の徴求、連帯保証人適格性の確認強化、貸付先債還状況通知をすること
- ⑧ 特約(コベナンツ)の付加
貸付対象事業の内容により特約を付けること
- ⑨ 債権管理回収業務の委託
債権管理回収業務を債権回収会社等へ委託すること

上記⑤～⑥によって情報収集や診断を受けたとしても、実際担当する所管の職員が継続して責任を持った管理をしていかなければ意味が無い。現状の人事異動の中で実行できるのか疑問である。

上記⑨民間金融機関との協働融資について、第三者委員会報告では次のように提言している。

第三者委員会報告 P22

- 第6 提言
今後の高度化事業における設備資金融資の在り方について
- 3 債権保全策について
～省路～高度化融資の融資上限を事業規模の一部にとどめ、民間金融機関がより多くの融資をしてより大きな債権者の立場に立ち、自らの債権の保全のためにより多くの努力をメインバンク機能の発揮のために傾注するよう、取引の構造を変えることである。～以下省略

このことは、直貸を継続する場合においてもその主体を県から金融のプロへとシフトすべき旨の提言である。例えばシンジケートローン(協調融資)を行う際に組成されるシンジケート団内において、幹事は民間金融機関がなること等と想定される。しかし、直貸を継続する限り県がリスクを負わなければならないことは変わらないので、直貸の継続自体も再度検討すべきと思料される。

なお、プロジェクトチーム報告書では民間金融機関を巻き込んだモニタリング強化となっており直貸を前提としているが、間接的な融資制度に移行できない場合であっても回収については、一歩進んで上記⑨にあるように債権回収会社等に委託するべきである。プロジェクトチーム報告書によれば、大阪府は既に債権回収会社に債権管理と回収業務を委託済みとのことであるから、山梨県も早急に対応すべきではないか。